

研究ノート

石橋一展

「室町前期の東国における内乱の再検討—小山氏、小田氏の乱と鎌倉府—」を読む

松本 一夫

はじめに

この論文は、石橋氏が二〇〇三年度に茨城大学教育学部に提出した卒業論文を加筆・修正し、『千葉史学』四七号（二〇〇五年一月）に掲載されたものである。内容は、小山義政・若犬丸の乱の過程をたどった後、第一章では義政の乱の原因と背景について従来説をふまえて自説を述べ、第二章では戦闘の実態を検討し、あわせて義政が降伏と蜂起を繰り返した理由を追究している。また続く第三章では、若犬丸の度重なる蜂起と小田氏、田村氏の乱などとの関係について、近年の新説も含めて考察を加え、さらに第四章では、乱勃発時の第二代鎌倉公方であった足利氏満期の鎌倉府の特質に関して論じている。

このように、本論文の論点は多岐に及んでいるが、ここでは主に第一章・第三章でとりあげられた問題について、筆者なりに若干の検討を加え、あわせて鎌倉府権力の特質をみていく上での今後の課題にも言及してみたい。

一 小山義政の乱の原因と背景をめぐって

石橋氏はまず、乱の原因についての研究史をたどり、①江戸時代以前からある南朝義挙説、②①を批判し、義政叛逆の理由は領土を接する宇都宮基綱との私闘に基因する、とした渡辺世祐説⁽¹⁾、③戦後に示された④惣領制の解体過程に位置づける永原慶二説⁽²⁾、⑤所領をめぐって鎌倉公方と小山義政、下野国内での宇都宮基綱と小山義政の対立がそれぞれあったとする稲垣泰彦説⁽³⁾、⑥康暦政変で揺れる幕府（將軍義満や細川氏・斯波氏などの有力大名）と上杉氏、小山氏との関係なども視野に入れつつ⑥説を補強した小国浩寿氏と筆者の説などのように整理した⁽⁴⁾。

その上で、所領問題を軸とした小山・宇都宮氏間と、小山氏・鎌倉公方間の争いが焦点となっていることを述べ、このうち特に後者に注目して、例の三通の円覚寺造営要脚として下野国内での棟別銭徴収を命じた関東管領奉書⁽⁵⁾をめぐる諸氏の解釈を紹介している。そして石橋氏は、まず前者を重視する根拠が、在地におけ

る宇都宮・小山氏間の所領が錯綜していたこと、乱後小山氏に属していた武士が所領没収に応じなかったこと、という二点の状況証拠からの推論にとどまるとする。次に、宇都宮氏を「下野守」として守護職権の一部を担わせたことと、幕府による小山氏領の寄進を証明する史料があり、幕府・鎌倉府にとって基本的な問題は、観応擾乱期までに膨張した東国武士の削減政策にあったと言えるから、結論として小山義政の乱の要因は、主に小山氏・鎌倉公方間の対立であり、小山・宇都宮氏間の対立は副次的な問題、としている。

この点に関し杉山一弥氏は、最近小山義政の乱に関する論考を発表しているが、この中で、小山氏・鎌倉公方間の対立については、「頼印大僧正行状絵詞」の中に、永和三年（一三七七）末に頼印が輿に載って小山まで飛びゆく夢を見たという話があることを紹介し、これは頼印が既にこの時点（小山義政の乱が起こる四年前）で義政に対する鎌倉府勢の軍事行動を予告できていたことを明示していること、またそれがこの頃の社会的事象に、義政の乱と関わる重要な社会的要因が見出せること、などを指摘するにとどまっている。すなわち、石橋氏が課題として設定したことに関する明確な判断は示していないが、他のところで「いづれにせよ小山氏と宇都宮氏の抗争勃発の原因を、黒幕である足利氏満が宇都宮基綱に肩入れして小山義政を誘発させた政治的策謀、とみなすいわば人物論に帰結させた見解には再検討の余地がある」

と述べているから、どちらかと言えば小山・宇都宮氏間の対立を重視しているように読める。

これについて筆者は、正直なところかつての拙著⁽⁷⁾においては、石橋氏のような問題関心を持って検討したわけではなく、両者が絡み合う形で乱がおこったと考えたにすぎない。ここで氏の提起をうけてあらためて考えてみると、小山・宇都宮氏間の対立も小山氏・鎌倉公方間の抗争も、いずれも根の深い問題が関わっており、どちらが主因であるかについてここで軽々には判断できない。ただ一つ言えるのは、東国において境を接する勢力圏を持つ有力領主が大勢いる中で、何故小山氏・宇都宮氏の場合だけが軍事的衝突にまで発展したのか、という点がこれまで等閑に付されてきたのではないか、ということである。もし仮に、他にも十分ありえたことであつたとすれば、東国領主の所領の一円化にとまなう周囲への拡大と、その支配のあり方という共通する問題の具体例としてとらえることができる。しかしそうではなくて、小山氏・宇都宮氏だからこそ軍事衝突に至ったとみた場合、旧族領主としての両氏の特殊性が問われることになるのである。今後、さらなる考究が望まれる課題と言えよう。

なお、石橋論文の第一章で一つ疑問に感じるのは、一九頁終わりから二〇頁にかけての部分である。ここで氏は、小山氏と宇都宮氏が南北朝時代後期において半国守護であったか否かについて、研究史をたどった後、「判断は慎重を要するが、受領名・勢力

分布などから見て、実質的には半国守護状態であったといえるのではないかと、やや唐突な感じで推定している。「実質的に」と言うのであれば、那須氏の勢力圏についてはどう考えるのか、足利庄はどうか、などの問題が解決されなければなるまい。そしてその一方、石橋氏が後の部分で「守護職権である棟別銭徴収権を鎌倉府が宇都宮氏にも与えた」と記しているのは、前述の指摘と矛盾していないだろうか。なぜなら、宇都宮氏が実質的に半国守護であるのなら、鎌倉府から与えられる以前に管轄地域内の棟別銭徴収権を有していたはずだからである⁽⁸⁾。

やはり問題は、鎌倉府が小山義政・宇都宮基綱という二人の「下野守」を認めていたということであり、それが半国守護ということに結びつくか否かについては説が分かれているが、仮にそれが半国守護を意味することであったとしても、あくまでもそれは形式的なものであった（すなわち実質的な意味で半国ずつを二人で分担管轄した、ということではない）ことは間違いない。

二 若犬丸、小田氏、田村氏の乱と鎌倉府をめぐる

(1) 小田氏の乱

さて石橋論文は、第三章において、小山義政の遺子、若犬丸の度重なる蜂起と、小田氏の乱、田村氏の乱などとの関連性につい

て考察している。このうちまず小田氏の乱については、従来、若犬丸の小田城入城という行動が、小田氏反抗の発端となったと認識されていた。しかし近年、佐藤博信氏は、これら一連のできごとにおける若犬丸の主体性を疑い、むしろ小田氏の乱と位置づけるべきである、と主張した。

これに対し石橋氏は、小田氏が蜂起するに至った背景に関して、市村高男説（鎌倉府、殊に上杉氏による政治的圧迫⁽¹⁰⁾）、佐藤博信説（小田氏が、かつて北条氏によって没収された領地を回復しようという「反北条のエネルギー」が反足利・反上杉に転化した）、小国浩寿説（小田氏が小山氏を支援した背景には、両氏間に禅宗初期幻住派のつながりがあった⁽¹¹⁾）などを紹介し、これらが結びついて小田氏の若犬丸受け入れが実現したものとみる。そして、それに続けて「この様な観点から穿った見方をすれば、この乱における若犬丸の主体性を疑い、むしろ小田氏の乱とするべきとした佐藤・市村両氏の説も再考の余地がある」と述べ、乱に至る背景をふまつつも、それとは反対の考え方を示しているのである。ここまでを読んだ段階では、やや奇異な印象を受けるが、石橋氏の論拠はこれ以後に示されているので、以下①・②に分けて検討していきたい。

①この事件の発端は公方直臣野田氏が、小田氏が若犬丸を匿っているという情報を掴んだことによるものであって、小田氏が叛意を持って挙兵したという性質のものではなかった。もちろん

小田氏の行動は公方に疑念を抱かせるものであったが、若犬丸隠匿が謀反に直結するのであるか。

この①の部分、事件の発端については『鎌倉大草紙』や「頼印大僧正行状絵詞」を見る限り、このとおりであるが、その後の部分の判断については疑問と言わざるをえない。まず、野田氏による通報が時期的に先行したと、小田氏の叛意の有無そのものとは無関係であろう。叛意を抱いて内々に準備を進めていた段階で野田氏がこれを察知し、小田氏が行動を起こす前に通報した可能性は、十分に考えられる。

次に、若犬丸の隠匿が謀反に直結するのか、と疑問を呈している部分であるが、小山義政が敗死に至るまで鎌倉府に対し徹底抗戦を続け、その遺子若犬丸も小田氏の乱が起る前年にあたる至徳三年（一三八六）五月に蜂起し、一度は接收された祇園城を奪い返すという、反鎌倉府闘争を行っている。そのような若犬丸を匿うこと自体、鎌倉府への明確な敵対行為にあたることは、小田氏も十分自覚していたであろう。仮に若犬丸が自らを頼ってきた時点で、小田氏に叛意がなかったのであれば、その証しとして武力を用いてでもこれを追い返す（ないしは身柄を確保して鎌倉府に通報する）こともできたはずである。市村氏も、ここであげたような背景を述べた上で、「それゆえ（小田）孝朝の若犬丸隠匿が、鎌倉府に対する公然たる敵対の意思表示明になったことは明らか」と指摘している。

②しかも（謀反であるとしたら）その実施主体である孝朝と子息（おそらく嫡男太郎も含まれる）は合戦の前に捕縛されている。にもかかわらず、公方は武力行使に踏み切り、小田氏の残党は男体山城に逃れて籠城する。このような状況を小田氏の主体的な乱と評しえるだろうか。

鎌倉府は武力行使を行う以前に、小田孝朝と子息を捕縛したので、常陸において抵抗したのは小田氏の残党だから、そこに主体性は認められない、という主張である。この点、実は関係史料の記述内容は微妙に異なっており、市村高男氏は、鎌倉府が小田孝朝とその子进行召し籠めようと決定しただけで、その後父子は執事信太氏以下若党一族とともに小田城、ついで男体山城に籠って抗戦した、と解している。

なぜこのような異なる解釈になるのかについての検討は、ここでは行わない。⁽¹²⁾しかし、いずれの関係史料にも共通しているのは、孝朝が加わっていたか否かが定かではないものの、少なくともその子息が籠城戦に加わっていたことである。これは小田氏としても相当な覚悟をもったの行動とみなしうる。そのことはまた、籠城戦がその後約十カ月も続いたことにも示されている。

ところで、そもそも市村氏は、「当の孝朝自身、鎌倉府に対して徹底抗戦を挑もうとしていたかどうか疑問である」とも述べ、乱の直前まで鎌倉府に対し最も忠功のあった人物であったことを⁽¹³⁾勘案すれば、若犬丸の乱に先行して行われた孝朝の所領（常陸国

信太・田中両庄）の没収は、孝朝潰しを前提とした鎌倉府側の攻勢によるものとみなしているのである。

このようにみえてみると、市村氏の考え方は、「（小田氏の乱の）前提として、公方に所領削減の意志があったように思われる」とする石橋氏の主張と、それほど大きな隔たりがあるとは言えないのではあるまいか。若犬丸を匿った時点で、小田氏は鎌倉府への反抗の態度を固めたものの、族滅を覚悟するほどの徹底抗戦までは考えていなかった、というところであろう。

ただ、その一方で、小田氏の乱における若犬丸の主体性をどのようにとらえるか、という問題は残る。若犬丸の手勢が、この乱の帰趨に決定的な影響力をもつほどのものではなかったことは疑いないから、残るのは若犬丸の小田入城が乱の主因となったのか、という点であろう。これについては、市村氏が指摘したように、小田氏所領の没収が若犬丸の乱に先行しているから、小田氏は鎌倉府への叛意（ないしは敵意）を、若犬丸を匿う以前より抱いていて、匿ったこと（あるいはそれが発覚したこと）が、公然たる反抗の契機となったものとも思われる。

（2） 田村氏の乱

次に石橋氏は、応永二年（一三九五）から翌年にかけて起こった奥州田村氏の乱について、「烟田文書」応永三年六月日付烟田重幹着到軍忠状の分析を通じ、同年二月末以降の下総国古河周辺

の戦闘が小山氏討伐のためのものであって、五月末からの田村氏討伐とは別に行われていることを指摘している。その上で、『鎌倉大草紙』の「応永三年の春の比、小山若犬丸奥州へにげくんだり、官方の余党をかたらひ隠居たりしが、奥州は関東の分国と成て、鎌倉より代官目代数多下り、隠家もなかりしかば、奥州の住人田村庄司清包をたのみて、古新田義宗子息新田相州、ならびに其いとこ刑部少輔をかたらひて大将と号し、白河辺へ打ていづる間、上州・武州に隠居たる官方の末葉ことごとく馳集る⁽¹⁵⁾」という記載の中の「白河辺」とは、前掲着到軍忠状の文面からみて、「古河辺」の誤りと推定し、結論として若犬丸の三回目の蜂起は、当初より奥州白河で田村氏との協力の上で行われたわけではなく、少なくとも第一段階においては、それぞれ別主体での蜂起であった、と論じている。

確かに前掲着到軍忠状の中の文言を借りれば、二月末以降の「御進発」と、五月末以降の「御発向」とでは相当な間隔があり、これに着目した氏の指摘は説得力をもっている。小田氏の乱後の若犬丸の動向については、「喜連川判鑑」に「三⁽¹⁶⁾、六月、小山義政ガ子若犬丸、奥州ノ田村庄司則義ト相議シテ返逆ヲ企テ、白川ヲ立テ小山ノ城ニ籠ル⁽¹⁶⁾」と、また前掲『鎌倉大草紙』に「応永三年の春の比、小山若犬丸奥州へにげくんだり」と、それぞれ見える程度で、他の史料には若犬丸と奥州、あるいは田村氏との関係を示す記載はない。この点、佐藤博信氏は、若犬丸が例えば小山氏

の南奥における所領菊田庄に逃げた可能性はあるとしながらも、いくつかの史料に若犬丸が小山城に入ったとある点⁽¹⁷⁾に関して、至徳三年の挙兵時に比べて、周辺の支配が飛躍的に進んだ応永三年時点での小山入城はにわかに信じ難い⁽¹⁸⁾とし、結論としてこうした若犬丸の行動の不明確さは、その弱体な実態を示している、と述べている。石橋論文は、こうした点については言及しておらず、若犬丸の蜂起が田村氏の乱とは別箇に行われたことを述べるにとどまっているのである。

(3) 小結

さて、石橋氏は第三章のまとめとして、「総合的に言えることは、若犬丸の広範囲な行動を裏付ける確証はないということである」と指摘しているが、これもそれまでの記述の流れからすると、やや不可解である。この指摘の根拠は、氏が若犬丸の奥州での活動を裏づける確証がない、としていることと思われるが、「広範囲な行動」と若犬丸の小田氏の乱における主体性（田村氏の乱における主体性に関しては、前述したように、石橋氏は直接言及していないので、以下除いておく）の問題が、どのように関わるのか疑問である。

すなわち、まず氏の論旨からすると、乱における若犬丸の主体性を疑い、小田氏の乱とみなすべきとする佐藤・市村説（このうち市村氏は、必ずしも小田氏に主体性があったと言いきっていない

ことは前述した）を批判しているわけであるから、若犬丸の方に主体性があったと主張していることになる。この点、氏は明言しておらず、有力な東国武士の所領削減を図る鎌倉府の意志を重視すべき、と繰り返している。このこと自体は否定しないが、しかしそうすると乱を起こした側は常に受け身の立場であり、主体性をもつ者はいない、という判断なのであるか。この点筆者は、たとえ受け身の立場であろうと、乱を起こした側は、その中でいずれかが主体性をもっていたはずであり、まさにその点を今後さらに明確にしていくべきであると考えている。

また、「特に小田氏の乱における小田氏自身の主体性、田村氏の乱と若犬丸との関係性などに疑問を向けた」という文に続けて、「総合的に言えることは、若犬丸の広範囲な行動を裏付ける確証はない」（傍線筆者）と結論づけているので、石橋氏が主体性の問題と若犬丸が広範囲な行動をとったか否かということを関連づけてとらえていることは間違いあるまい。しかし、そもそも広範囲な行動をとったか否かということと、主体性の問題とは直接結びつかない。広範囲に活動していないから主体性があったとは言えないし、その逆の場合もまた同様であろう。

おわりに

石橋氏は第四章で、それまでの検討をふまえ、氏満期における

鎌倉府の特質について、通常言われているような「安定期」⁽¹⁹⁾ではなく、小山氏、小田氏、田村氏など有力な旧族領主たちの所領を削減し、足利氏絶対のイデオロギーを確立する過程にあったこと、そうした意味で「確立期」にあたることなどを述べている。

この結論自体には筆者も同意するが、氏満期以前の経緯をふまえて論じるべきであると考ええる。すなわち、幕府・鎌倉府は、南北朝前・中期においては、南朝勢力や直義派の強勢を抑えるために、小山氏をはじめとする独立性の高い旧族領主たちの強大な軍事力に多くを依存せざるをえず、その見返りとして多くの所領を与え続けなければならなかった。その結果、旧族領主たちの勢力は拡大し、幕府、とりわけ足利尊氏のでこ入れによって、ようやく政庁として機能し始めた鎌倉府の存立をも脅かすまでに至ったのである。そこで鎌倉公方足利基氏は、兄である將軍義詮の承認を得て、観応擾乱の際にいったんは尊氏方によって排除された上杉氏を復帰させ、⁽²⁰⁾同氏を中心とした支配体制の確立をめざした。以上のような流れの中で、この氏満期の鎌倉府権力の特質をとらえていくべきであろう。

さて現在、鎌倉府権力の特質について最も関心が集まっているのは、旧族領主の流れをくむ外様大名と鎌倉府との関係が如何なるものであったか、という問題であろう。このことについては、従来、永原慶二氏や山田邦明氏が「足利・上杉氏の独裁権力」と規定していた。しかし近年、これに対しては新田英治氏、家永遵

嗣氏、江田郁夫氏などからの批判もある。⁽²¹⁾私見では、この問題を検討する場合、「鎌倉府権力は…」と一言で総括することは困難であり、府権力自体の時代的変遷にともなう両者の関係が変質していく状況をこそとらえていくべきであると考ええる。このことについては、他日を期すこととする。

なお文中、筆者の力不足ゆえに曲解があるかと恐れる。石橋氏及び関係の方々のご海容とご叱正をお願いしたい。

注

(1) 渡辺世祐『関東中心足利時代の研究』（新人物往来社、一九七一年、初出一九二六年）。なお、この点石橋論文では「乱の発端を両者の私闘によるという考え方を明らかにした」と記すが、これでは「両者」が誰と誰を指すのか不明である（その直前に「両者」について推定できる記述もない）。

(2) 永原慶二「東国における惣領制の解体過程」（『永原慶二著作選集第二巻 日本封建制成立過程の研究』吉川弘文館、二〇〇七年所収、初出一九五二年）。

(3) 稲垣泰彦「古河公方と下野」（『栃木県史研究』七、一九七四年）。なお、稲垣論文の影響を受けた研究としては、磯貝富士男「小山義政の乱の基礎的考察」（『小山市史研究』六、一九八四年）、市村高男「鎌倉府体制と結城・小山一族」（『北

下総地方誌』一、一九八四年）、佐藤博信「東国における室町前期の内乱について―小山義政・若犬丸の乱、小田氏の乱、田村氏の乱―」（同『続中世東国の支配構造』思文閣出版、一九九六年、初出一九九一年。以後本文中に引用する佐藤氏の指摘は全て本論文による）などがある。

（４）小国浩寿『鎌倉府体制と東国』（吉川弘文館、二〇〇一年）Ⅱ「鎌倉府北関東支配の形成」、拙著『東国守護の歴史的特質』（岩田書院、二〇〇一年）第二編第一章、二章及び補論。

（５）いずれも「円覚寺文書」永和二年九月二十四日付関東管領上杉能憲奉書（小山義政宛て、『神奈川県史』資料編３古代・中世３上、四七六六）・永和三年十一月十七日付関東管領上杉憲春奉書（小山義政宛て、同四七九〇）、同日付関東管領上杉憲春奉書（宇都宮基綱宛て、同四七九一）。

（６）杉山一弥「小山義政の乱にみる室町幕府と鎌倉府」（栃木県立文書館『研究紀要』一四、二〇一〇年）。

（７）前注（４）所掲拙著。

（８）なお、この点に関し前掲杉山論文は、関東管領奉書の宛所がそれぞれ小山義政と宇都宮基綱宛てになっているのは、棟別銭徴収の担当者として円覚寺が兩人を指定したからであって、それゆえ兩人が半国守護であったか否かという問題提起自体が成立しない、と断じている。しかし、これは拡大解釈と言うべきであって、実質的に円覚寺が発給を申請したもの

ではあっても、これらはあくまでも関東管領が鎌倉公方の意をうけて出している文書である。そして棟別銭徴収命令の名宛人は、一般に守護であるから、鎌倉府が兩名を下野の守護、あるいは守護職権を行使する立場の者と公認したのは、動かないところであろう。

（９）なお石橋氏は、注（１９）において、筆者が拙著で磯貝富士男氏が前掲論文で提示した「下野守＝下野守護」の慣例を示唆した史料についてはふれておらず、その点では疑問が残る、と指摘している。この史料とは、「松平基則氏所蔵文書」嘉吉元年九月五日付口宣案（『小山市史』史料編中世三七八〈以後『小山』三七八のように略す〉）に「依為当国守護、追先例、宜任下野守」とあることを指すが、「松平基則氏所蔵文書」影写本で見ると、他の文書は影写あるいは臨書と思われる筆跡であるのに対し、この文書だけ明らかに異筆であり、その点で不安が残る。また仮に内容が正しいとしても、この「先例」というのは室町中期における認識であって、これが事実を反映しているのか、あるいは仮にそうだととしても、それがいつまで遡れるのか、という点には大きな問題が残る。それゆえかつての拙著では、あえてふれなかったが、指摘のように舌足らずであったことは否めないもので、ここに記しておく。

（１０）市村高男「小田孝朝の乱と鎌倉府体制」（『牛久市史研究』

八、一九九九年）。以後本文中に引用する市村氏の指摘は全て本論文による。

(11) 小国前掲論文。

(12) 主な関係史料は、次の二点である。

① 「頼印大僧正行状絵詞」第十卷（『小山』三〇九）

（前後略）爰去至徳四年五月ノ比。野田入道等忠古河ヨリ召人一人搦進。子細ヲ尋ネラル、処ニ。小山若犬丸。惠尊（小田孝朝）ガ館ニ居住シテ。野心ヲサシハサムヨシ白状。随而同六月十三日。惠尊并子息二人召籠メラレテ。人々ニアツケラル、処ナリ。同七月十九日。上梶中務少輔入道禅助大将トシテ。小田へ発向ノ処ニ。小田ノ城ヲ没落シテ。男體城ニ惠尊子息兩人。執事信太以下。若党一族悉楯籠ルノアイダ。禅助多勢ヲ卒シテ。男體山脚ニ陳ヲトル。件ノ城ハ自然ト要害ニシテ。人ノ往来モタヤスカラザル間。両家ノ間陳取ニ及ザル処ニ。將軍海老名備中守使トシテ。カレヲ扶ラルベキヨシ口入ノ間。去嘉慶二年五月廿二日。惠尊并子息孫四郎召出サルトイヘドモ。嫡子太郎ニオヒテハ。那須越後守アヅカルモノナリ。

② 『鎌倉大草紙』（『小山』三〇八）

（前後略）一 嘉慶元年丁卯五月十三日古河住人野田右馬助四人一人搦進す。此男白状申けるは。小田讃岐入道父子小山若犬丸同意に野心ありて若犬丸隱置の由申。此小田入道

惠尊は先年小山退治の先手に参り忠功の人也。何のうらみありて敵と同意有やらむとうたがひながら。六月十三日小田が子二人被三召預一。七月十九日上杉禅助大将にて常陸の小田城を被攻。小田并子息二人。家老信太某。小田を落て男躰山に楯こもる。此城高山にて力攻に難成。十一月廿四日より相戦といへども勝負もなし。鎌倉殿より海老名備中守為御使一御免許可被成候間。可有二出城一由被三仰遣一ける間。明る康應元年五月廿二日小田并子息孫四郎被三召出二ける。嫡子太郎を那須越後守にあづけらる。同十七日暁天又攻寄。小田家来百余人打負。後切城（腹之）中より火をかけ焼払ひて没落す。

まず、小田氏が若犬丸を匿った際の心情について、①は若犬丸の野心のみを伝えているが、②では小田氏も若犬丸と同意して野心があつた、としている。また戦前に捕らえられた対象者として、①は「惠尊并子息二人」と記すのに対し、②は「小田が子二人」としている。すなわち、②を信じれば小田孝朝自身は含まれていないことになる。

次に男体山城に籠もった小田一族について、①は「惠尊子息兩人」、②の方は「小田并子息二人」と、それぞれ記している。このうち①の方は惠尊と子息の二人（あるいは惠尊と子息一人のあわせて二人と読めないこともないが、後の記述内容からみて、その可能性は少ないであろう）と読むか、惠

尊の子息二人とみるかで解釈は大きく異なってくる。なぜなら、前者の場合、孝朝も籠城戦に加わっていたことになるからである。一方、②は「小田」は孝朝を指すと考えられるから、明らかに同人は参戦していた、という記述である。

以上の検討から、本文中に紹介した市村氏と石橋氏の恵尊が参戦したか否かをめぐる解釈の違いは、①・②の解釈が異なっていたことによるものと推定できる。

筆者は、孝朝自身の参戦については確たる判断はできないが、少なくとも子息一人ないし二人が籠城したことは間違いないと考える。この一人ないし二人は、父孝朝とともに戦前の段階で鎌倉府が捕らえた（あるいは捕らえようとした）人物と同一であろうから、ある程度主体的な敵対行動を示した、とみてよいのではなからうか。

(13) 「頼印大僧正行状絵詞」第十卷（『小山』三〇九）。

(14) 『小山』三二二。

(15) 『小山』三二三。

(16) 『小山』三二〇。

(17) 「神明鏡」（『小山』三二七）、「鎌倉九代後記」（同三二八）、「春の夜の夢」（同三二九）、「桜雲記」（同三三〇）など。

(18) なお「雲頂庵文書」応永三年六月日付波多野高経着到状案（『小山』三三三）には、「去二月廿八日、為小山若犬丸御対治、自野州同奥州田村城御発向以来」とあるので、鎌倉府軍

が下野に入った可能性があることを指摘しておきたい。

(19) 山田邦明『鎌倉府と東国——中世の政治秩序と在地社会』（校倉書房、一九九五年）第一部総論「関東武士と鎌倉府」。

(20) この点、岩崎学氏は、むしろ義詮の方が、独自性の強まった鎌倉府の運営に幕府の意向を反映させやすいシステムをつくることをねらったと主張している（岩崎「上杉憲顕の鎌倉復帰」、『國學院大學大学院紀要』二〇、一九八八年）。

(21) 新田英治「中世後期の東国守護をめぐる二、三の問題」（『学習院大学文学部研究年報』四〇、一九九四年）、家永遵嗣「書評・山田邦明著『鎌倉府と東国——中世の政治秩序と在地社会』（歴史科学叢書）」（『史学雑誌』一〇七—一二、一九九八年）、江田郁夫『室町幕府東国支配の研究』（高志書院、二〇〇八年）。

補注

(1) 「武州文書」嘉慶二年六月日付高麗清義軍忠状（『小山』三二〇）には、「為小田讃岐入道子息以下輩御退治」とある。

これを素直に読めば、孝朝の参戦はなく、その子息以下の輩が主体と解すべきであろうが、この記述が事実を反映しているという保証はない。

(2) ただし「喜連川判鑑」は、「嘉慶元、三月、小田五郎ガ一族等野心ヲ起シ、宍戸男體ノ城ニ楯籠ル由申来ル」と記す

（『小山』三二〇）。これによれば、①・②に見える太郎、孫四郎とは異なる一族が主導したことになる。